

## 総務－１ 平成３０年度北海道「防火・防災」作品コンクールの実施

- 道では、火災予防運動の一環として小学校高学年及び中学生を対象に火災予防や防災に関する作文及びポスターのコンクールを実施しております。

このコンクールは、どうすれば火災を防ぐことができるのかということについて、日ごろ勉強したこと、感じたこと、考えていること、これから実行することなどを道民の皆さんに広く呼びかけることを目的として、毎年実施しているものですので、是非ご応募ください。

- 応募期間（予定）  
平成３０年６月中旬から８月下旬まで（予定）

- 応募資格  
道内の小学校高学年及び中学生

- 募集テーマ（予定）  
作文 小学生・中学生の部 A「火災や死傷者をなくすために」に関するもの  
B 私のまちの消防団  
A 火災予防、注意を表現するもの  
B「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」  
（平成30年 度全国統一防火標語）をイメージしたもの  
ポスター 小学生・中学生の部

- 応募方法  
作文は４００字詰原稿用紙（縦書き）８００字以上１，０００字以内とし、所属の学校に提出してください。  
ポスターは四つ切り画用紙１枚とし、所属の学校に提出してください。  
ポスターについては、審査後、作品は返却します。

- 入賞発表 秋の全道火災予防運動（１０月中旬）に合わせて発表

- 賞（予定）  
・北海道知事賞 各部１作品（賞状・副賞として図書カード）  
・北海道消防協会長賞 各部１作品（賞状・副賞として図書カード）  
・全国消防長会北海道支部長賞 各部１作品（賞状・副賞として図書カード）  
・北海道少年婦人防火協議会長賞 各部１作品（賞状・副賞として図書カード）  
・佳作 各部数作品  
※各賞の内容は、変更になることがあります。

- 主催：北海道、公益財団法人北海道消防協会  
後援予定：全国消防長会北海道支部、北海道少年婦人防火協議会

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課消防グループ  
電話 ０１１－２０４－５００９（ダイヤルイン）

## 総務－2 平成30年度前期企画展「世界史の中の北海道」開催要項

- 1 目的  
北海道立文書館では、館そのもの及び所蔵資料の存在、価値及び魅力を、広く一般に知ってもらうことを目的に、毎年企画展を開催している。  
平成30年度前期においては、世界と北海道のつながりを、主に箱館奉行所文書、開拓使文書を用いて紹介する。  
なお、本企画展は、北海道150年関連事業に位置づけている。
- 2 連携  
外務省外交史料館と連携し、「明治150年」を冠する。
- 3 開催期間  
7月24日（火）～8月23日（木） 9時～17時（最終日は15時30分）
- 4 場所  
旧北海道庁本庁舎（赤れんが庁舎） 1階5号会議室  
札幌市中央区北3条西6丁目
- 5 入場料  
無料
- 6 展示構成  
○あいさつ（各）、館紹介（各）  
(1) 序章 松前より「遠い」ところで  
(2) 第1テーマ 箱館開港、外国人との交流  
(3) 第2テーマ 国境をめぐる交渉 幕末～日露講和条約（ポーツマス条約）  
(4) 第3テーマ 「開拓」と「官営事業」  
(5) 終章 近くなった世界～国境、交流、物産の現状  
○トピック1：アイヌ民族について  
○トピック2：屯田兵について  
詳細は別紙のとおり。ただし、現時点での案であり、今後変更・追加・とりやめする可能性がある。
- 7 連絡先  
北海道立文書館（北海道総務部法務・法人局法制文書課文書館）  
011-204-5200  
主任文書専門員・山田／文書専門員・石川

(別紙) 各構成の概要・使用する資料

- 外交史料館から次の3点の資料(レプリカ)を借用する。
- 日米修好通商条約批准書 ○樺太千島交換条約批准書 ○ポーツマス条約調印書
- (1) 序章 松前より「遠い」ところで  
あいまいな「蝦夷地」が、ロシアの東方進出・南下により徐々に明確になっていく過程を略述する。  
〔道〕 絵地図(阿部家文書)、北狄事略(旧記152~157)、遭厄日本紀事〔ゴロヴニン〕(旧記967~981ほか)、海防彙議〔様々な対外論〕(旧記1016~1028ほか)、通航一覧 etc.
- (2) 第1テーマ 箱館開港、外国人との交流  
日米修好通商条約により開港場となった箱館でおこった、新しい文化との出会いと摩擦を紹介する。  
〔外〕 日米修好通商条約批准書  
〔道〕 箱館奉行所文書
- (3) 第2テーマ 国境をめぐる交渉 幕末~日露講和条約(ポーツマス条約)  
江戸時代後期から見られたロシアとの間の国境画定問題が、樺太千島交換条約(1875.5)で一応の安定を見るまでの事象を紹介する。  
なお、日露講和条約(ポーツマス条約)で樺太の南半分が日本の領土となったことにも触れる。  
〔外〕 樺太千島交換条約批准書、ポーツマス条約調印書  
〔道〕 旧記「樺太州苗淵川漁業魯ト差縫事件」など、開拓使文書(クリル諸島(千島)の所管に関する書類、開拓建言書、樺太アイヌの対雁強制移住など)
- (4) 第3テーマ 「開拓」と「官営事業」  
西部「開拓」に成功したアメリカの事例にならい北海道の開拓を進めようとする様子、世界市場へのデビューを視野に入れた官営事業の展開などについて紹介する。  
〔道〕 開拓使文書
- (5) 終章 近くなった世界~国境、交流、物産の現状  
〔国境〕 現在南樺太は日本ではないこと、北方四島をめぐるロシアとの間で問題が残っていることを紹介する。  
〔交流〕 経済交流、海外からの観光客数の増加などについて紹介する。  
〔物産〕 開拓使時代から続く事業はビール醸造だけだが、時を隔ててワイン醸造、鹿肉利用等について紹介する。
- トピック：アイヌ民族について  
北海道の先住民族・アイヌについて、本展示を理解する上で必要な範囲において説明する。  
可能であれば、「イランカラプテ・キャンペーン」、国立共生象徴空間設立についても触れる。
- トピック：屯田兵について  
北海道の開拓と防備を担った屯田兵について、本展示を理解する上で必要な範囲において説明する。

### 総務－３ 宝くじの発売について

７月に発売を予定している宝くじについてお知らせします。

７月には、宝くじファンお待ちかねのサマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニに加え、ドラゴンボールスクラッチ等のくじが続々と発売されます。

宝くじの売り上げの約４割は、北海道の貴重な財源として、交通安全や森林づくりなど道民の皆様生活を豊かにする身近な事業に役立てられています。

宝くじは、北海道内で購入しましょう。

#### < ７月の発売予定 >

##### ○ジャンボ宝くじ等

###### ・サマージャンボ

１等・前後賞合わせて ７億円

発売期間： ７月 ９日～ ８月 ３日 抽せん日： ８月 14日 単価： 300円

###### ・サマージャンボミニ

１等・前後賞合わせて 7,000万円

発売期間： ７月 ９日～ ８月 ３日 抽せん日： ８月 14日 単価： 300円

###### ・幸運の女神くじ

１等・前後賞合わせて 5,000万円

発売期間： ６月 27日～ ７月 10日 抽せん日： ７月 12日 単価： 200円

###### ・レインボーくじ

１等 1,000万円

発売期間： ７月 18日～ ７月 31日 抽せん日： ８月 ２日 単価： 100円

##### ○スクラッチ

###### ・ドラゴンボールスクラッチ チチ ラッキー 3

１等 100万円

発売期間： ６月 13日～ ７月 ３日 単価： 200円

###### ・ドラゴンボールスクラッチ ピッコロ ラッキートライアル

１等 1,000万円

発売期間： ６月 27日～ ７月 10日 単価： 200円

###### ・ドラゴンボールスクラッチ 人造人間 17号 ラッキースラッシュ

１等 300万円

発売期間： ７月 ４日～ ７月 17日 単価： 200円

###### ・ドラゴンボールスクラッチ 天津飯 トライアングルチャンス

１等 100万円

発売期間： ７月 18日～ ８月 ７日 単価： 200円

###### ・わんにゃんスクラッチ ねこ・ミックス 3 タテ・ヨコ・ナナメ

１等 30万円

発売期間： ６月 20日～ ７月 ３日 単価： 200円

###### ・わんにゃんスクラッチ フレンチ・ブルドッグ レンゾク 3

１等 50万円

発売期間： ７月 11日～ ７月 24日 単価： 200円

###### ・わんにゃんスクラッチ ねこ・ミックス 4 トリプルマッチ

１等 30万円

発売期間： ７月 25日～ ８月 14日 単価： 200円

##### ○数字選択式宝くじ

ビンゴ 5 毎週水曜日抽せん

ロト 7 毎週金曜日抽せん

ロト 6 毎週月・木曜日抽せん

ミニロト 毎週火曜日抽せん

ナンバーズ 3 毎週月～金曜日抽せん

ナンバーズ 4 毎週月～金曜日抽せん

#### 【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index.htm>

総務部財政局財政課財政企画グループ

電話 011-204-5032 (ダイヤルイン)

## 総務－４ 北方領土に関する「ポスターコンテスト」「作文コンテスト」を開催します

道では、北方領土に関するポスターデザインと作文を募集しています。

### ■「北方領土の日」ポスターコンテストについて

２月７日の「北方領土の日」を啓発するためのポスターデザインを募集します。

一般の部の応募対象は高校生以上の方で、プロ・アマ問いません。

「こどもの部」では、道内の小学生（５・６年生）及び中学生を対象に啓発資材の図案などに活用する図画作品を募集します。

応募期間は、１０月１９日（金）までです。

### ■北方領土中学生作文コンテストについて

次代を担う北海道内の中学生が、日本固有の領土「北方領土」についての関心を高めてもらうため、北方領土に関する作文を募集します。

応募対象は北海道内の中学生で、テーマは北方領土に関することであれば自由です。

応募期間は、１０月３１日（水）までです。

詳しくは北方領土対策本部のホームページをご覧ください。  
多くの皆様からの作品の応募をお待ちしています。

### 【問い合わせ】

〒０６０－８５８８ 札幌市中央区北３条西６丁目

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課運動推進グループ

電話 ０１１－２０４－５０６９〔ダイヤルイン〕

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>

## 総務－５ 登山による遭難事故に注意！

夏山シーズンを迎え、登山等を楽しむ方が増えていますが、この時期は、遭難事故が多発します。

山に入るときは、事前準備とホイッスル携行で安全に登山等を楽しみましょう。

- ラジオなどで最新の気象状況を把握しましょう。
- 携帯電話・無線機など緊急時の連絡手段を持ちましょう。
- 平地と山の気候は違います。
  - ・雪崩に対する装備（ビーコンなど）を持ちましょう。
  - ・低体温症の予防のため防寒着等を用意しましょう。
- 山岳保険に加入しましょう。
- 登山計画書を忘れずに提出しましょう。
  - ・提出先：家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校、北海道警察本部、各警察署など
  - ※インターネットでも届出ができます。
  - ＜（公財）山岳ガイド協会（コンパス）＞  
<https://www.mt-compass.com/>
  - ＜北海道警察ホームページ（安全登山情報）＞  
<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html>
- パーティ全員でエスケープルート（緊急時の逃げ道）の確認など登山計画の検討・理解を行いましょう。
- もし、道に迷ったら。
  - ・むやみに歩かず、風雨が避けられる場所で救助を待ちましょう。
  - ・高い音が出る物（ホイッスル）や光る物など（鏡、携帯電話、発煙筒）で自分の位置を捜索隊に知らせましょう。

### 【問い合わせ】

総務部危機対策局危機対策課防災グループ  
電話 ０１１－２０４－５００８（ダイヤルイン）

## 総務－6 第3回 北海道インターネット公売のお知らせ

- 道では、ヤフー株式会社が提供するインターネットオークションシステムを利用して、道税の滞納により差し押さえた自動車や動産等の公売を実施します。

### 【インターネット公売のメリット】

インターネット公売には、

- ① いつでもどこでも入札に参加できる。
  - ② 自治体が出品しているので、安心して取引できる。
  - ③ 市場よりも安い価格での落札が期待できる。
- などのメリットがあります。

- 公売参加申込期間  
平成30年7月5日（木）13時 から7月23日（月）23時までの19日間  
※ 上記期間中、インターネット上で公売参加の申込みができます。
- 入札期間  
動 産 平成30年7月30日（月）13時 から8月1日（水）23時まで の3日間  
不動産 平成30年7月30日（月）13時 から8月6日（月）13時まで の8日間  
※不動産については、実施しない場合があります。
- その他  
公売財産の詳細や下見会の案内などは、7月5日（木）13時以後、次のホームページで確認できます。  
<ホームページアドレス>
  - ・道税ホームページのインターネット公売のページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/internetkoubai/index.htm>
  - ・官公庁オークションのページ  
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>
- 【問い合わせ】  
ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>  
総務部財政局税務課 納税推進グループ  
電話 011-204-5061（ダイヤルイン）

## 総務－７ 不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに課税される道税です。

### ■ 納める人

- ・家屋を建築（新築・増築・改築）によって取得した人
- ・土地や家屋を売買、贈与、交換などによって取得した人

### ■ 納める額

$$\boxed{(1)\text{取得した不動産の価格}} \times \boxed{(2)\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- (1) 不動産の価格とは、実際の購入価額や建築工事費ではなく、次の価格をいいます。
- ア 土地や家屋を売買などで取得した場合  
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格。  
なお、宅地及び宅地に準ずる土地を平成33年3月31日までに取得した場合は、  
価格が1／2に軽減されます。
- イ 家屋を建築により取得した場合  
総務大臣が定めた固定資産評価基準によって評価した価格。
- (2) 税率は、次のとおりです。

| 不動産を取得した時期   | 土 地 | 家 屋 |      |
|--------------|-----|-----|------|
|              |     | 住 宅 | 住宅以外 |
| 平成33年3月31日まで | 3 % | 3 % | 4 %  |

### ■ 納める時期

納税通知書により定められた期限までに納めます。

- 土地や家屋を売買などにより取得した場合  
所有権移転登記が完了した後、おおむね2～4か月後に納税通知書が送付されます。
- 家屋を建築により取得した場合  
住宅の場合は、原則として住宅完成日の翌年4月以降に納税通知書が送付されます。  
住宅以外の家屋については、不動産の所在地を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所までお問い合わせください。

### ■ 主な軽減措置

- 新築住宅や中古住宅又はその敷地を取得した場合で、一定の要件に該当するとき
- 公共事業のために土地や家屋を譲渡し、2年以内に代わりの不動産を取得したとき
- 不動産を取得してから3月以内に災害にあったとき又は災害にあつてから2年以内に代わりの不動産を取得したとき

- 詳しくは、お近くの総合振興局、振興局又は道税事務所までお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

総務部財政局税務課 課税対策グループ  
電話 011-204-5062 (ダイヤルイン)



## 総務－８ 消防団員の参加について

**あなたの大切なまちを守る～消防団に参加しませんか！**

消防団は、市町村の消防機関で、会社員や自営業者、主婦、大学生など、１８歳以上の方なら性別・職業を問わず参加できます。

消防団では、日ごろは放水訓練や地域の防災意識を高める啓発活動などを行い、災害時には、消火活動や避難誘導などを行っています。女性団員も応急手当の普及などで活躍しています。

興味のある方は、お近くの消防本部・消防署へお問い合わせください

**【問い合わせ】**

総務部危機対策局危機対策課消防グループ

電話 ０１１－２０４－５００９（ダイヤルイン）

## 総務－９ 危険物取扱者試験のお知らせ

平成３０年度の第４回危険物取扱者試験を実施します。

- １ 試験日  
平成３０年８月２６日（日）
- ２ 試験の種類及び試験地  
甲種・乙種第１～６類・丙種（函館市、旭川市、北見市、苫小牧市、帯広市、釧路市）
- ３ 願書受付期間  
（書 面）平成３０年７月１８日（水）～７月２６日（木）  
（インターネット）平成３０年７月１５日（日）～７月２３日（月）
- ４ 願書提出先  
一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部  
〒０６０-８６０３ 札幌市中央区北５条西６丁目２－２ 札幌センタービル１２階  
Tel ０１１-２０５-５３７１)  
インターネットによる受検申請は、（一財）消防試験研究センターの  
ホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

### 【問い合わせ】

上記の（一財）消防試験研究センター北海道支部又は、道庁総務部危機対策局危機対策課  
（Tel ０１１-２０４-５００９）

## 総務－１０ 消防設備士試験のお知らせ

平成３０年度の第２回消防設備士試験を実施します。

- １ 試験日  
平成３０年８月２６日（日）
- ２ 試験の種類及び試験地  
甲種第１～５類・乙種第１～７類  
（札幌市、函館市、旭川市、北見市、苫小牧市、帯広市、釧路市）
- ３ 願書受付期間  
（書 面）平成３０年７月１８日（水）～７月２６日（木）  
（インターネット）平成３０年７月１５日（日）～７月２３日（月）
- ４ 願書提出先  
一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部  
〒０６０-８６０３ 札幌市中央区北５条西６丁目２－２札幌センタービル１２階  
Tel011-205-5371)  
インターネットによる受検申請は、（一財）消防試験研究センターの  
ホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

## 総務－１１ 個人住民税の特別徴収の徹底について

北海道と道内市町村は、個人住民税の特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

まだ特別徴収を行っていない事業主の皆様には、この制度をご理解の上、市町村への手続等を行っていただきますようお願いします。

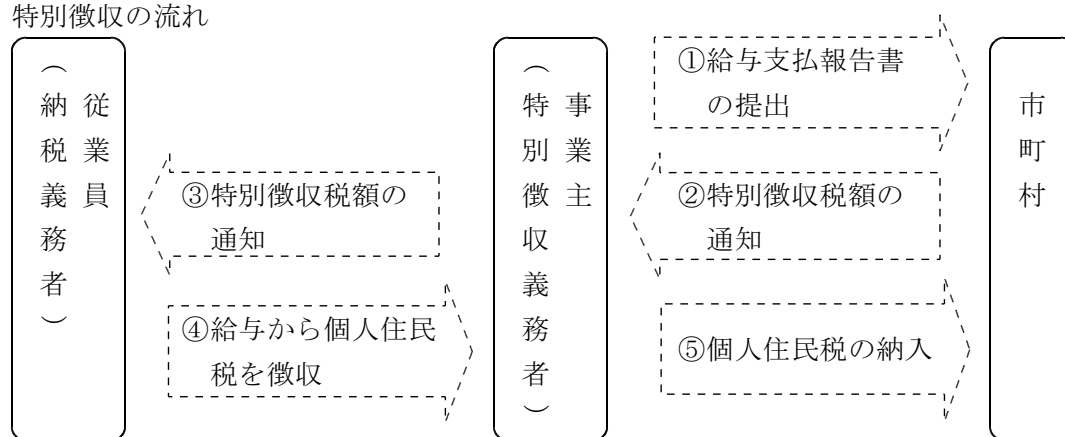
### ○ 個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋道民税）を徴収（天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、地方税法第321条の4及び各市町村の条例で規定されている義務です。

この特別徴収の義務を有する事業主を「特別徴収義務者」といいます。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税の特別徴収義務者になります。

### ○ 特別徴収の流れ



① 毎年1月末までに、事業主が、従業員の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出します。

② 毎年5月末までに、市町村が、事業主に特別徴収の税額を通知します。

③ 毎年5月末までに、市町村が、事業主を経由して従業員に特別徴収の税額を通知します。

④ 6月以降の給料日毎に、事業主が、従業員の給与から個人住民税を徴収します。

⑤ 徴収した翌月10日までに、事業主が、徴収した個人住民税を市町村に納入します。

### ○ 道では、個人住民税の特別徴収に関する道内各市町村提出用の様式を、ダウンロードしてお使いいただけるページを作成しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/download/kozin.htm>

特別徴収手続等の詳細については、従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

- 北海道と道内全市町村は、個人住民税特別徴収推進宣言を次のとおり採択し、特別徴収の更なる推進を図ることとしています。

## 北海道と道内全市町村による 個人住民税の特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

北海道と道内 179 市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。

平成 29 年 10 月 30 日

北海道及び道内全市町村（179 市町村）

### 【問い合わせ】

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

総務部財政局税務課納税推進グループ

電話 011-204-5061（ダイヤルイン）